

東総地区広域市町村圏事務組合公告第9号

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

令和5年3月1日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者 米本 弥一郎

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 施設警備業務（匠瑳中継施設）
- (2) 委託業務の箇所 匠瑳中継施設管理棟（千葉県匠瑳市松山107番地）
- (3) 委託業務の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3
の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 業 務 内 容 別紙施設警備業務仕様書のとおり
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 支 払 条 件 各月払い
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 東総地区広域市町村圏事務組合財務規則第134条の規定
による。
- (10) 契 約 書 の 作 成 必要

2 参加資格

下記のすべてを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匠瑳市（以下「関係市」という。）いずれかの令和4・5年度入札参加資格者名簿に登録（登録部門：委託、希望職種（大分類）：警備・受付・施設運営、（中分類）：機械警備）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱、匠瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則）に基づく指名除外措置を公告日から開札日までの間に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当

- 該入札の入札日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (3) 関係市の市税に滞納がないこと。(法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。)

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にのみ、組合中継施設課において印刷物を配付するものとする。

なお、印刷物の貸出を申請する場合は、中継施設課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。

- (2) 貸出期間 公告日から令和5年3月8日（水）正午まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
（旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階）
電話番号0479-85-8043

4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から令和5年3月8日（水）正午まで
- (2) 質問書提出方法 質問は、書面（様式任意）によるものとし、中継施設課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 中継施設課
電話番号 0479-85-8043
ファックス 0479-85-8045
電子メールアドレス toukou-tyukei@tksj.jp
- (4) 質問に対する回答 令和5年3月10日（金）午後5時までに組合ホームページの入札・契約情報に掲載する。
(URL:<http://www.tksj.jp/>)

5 入札書及び使用印鑑届兼委任状の提出

- (1) 入 札 方 法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 令和5年3月16日（木）午後5時必着
- (3) 入 札 書 郵 送 先 〒289-2604
千葉県旭市高生1番地（旭市役所海上庁舎2階）
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話0479-85-8040
- (4) 留 意 点 入札金額は、1カ月あたりの金額（消費税相当額を含まない）とする。
- (5) 別 送 す る 書 類 使用印鑑届兼委任状
※使用印鑑届兼委任状は、入札書（第1号様式）とは必ず別送し、いずれも入札書郵送到着期限までに必着とする。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年3月20日（月）午後0時00分から
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 会議室
（旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階）
- (3) 開 札 の 立 会 い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が指定する委任状（第2号様式）を提出すること。また、開札日前日までに総務課へ開札の立会いをする旨の連絡をすること。
- (4) 立 会 い の 連 絡 先 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話番号 0479-85-8040

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しなければならない。
 - ア 提出期限 令和5年3月22日（水）午後5時まで
 - イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
（旭市高生1番地 旭市役所海上庁舎2階）
 - ウ 提出方法 直接持参
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格審査申請書（第5号様式）
 - イ 関係市の契約担当課に提出した使用印鑑届兼委任状の写し
 - ウ 関係市内に本支店または営業所がある場合は、市税の完納証明書（提出以

前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し)

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 各種様式その他必要な事項は、東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款並びに仕様書を参照すること。
- (4) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次年度以降に予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する場合がある。
- (5) この公告に係る契約日は、令和5年4月1日とする。